

整理番号

6/

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年10月8日 10/22、11/5、11/19 12/3、12/17、12/31
支出額	百万 千 11026円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法) $13,783 \times 0.8 = 11,026$
使途	ダスキン(吸水マット)(10月、11月、12月)
支出先	(株)しむばしい ダスキン狭山ヶ丘支店

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



レンタル契約書

議員団県政調査事務所様 (以下「お客様」といいます) と ダスキン狭山ヶ丘支店
(以下「当店」といいます)とは、第1条に記載する商品(以下「商品」といいます)のレンタル(賃貸借)について、以下のとおり契約を締結します。

1. 本契約に基づき当店がお客様に賃貸する商品の商品名、レンタル期間、数量、単価、4週間契約金額、紛失弁償金、個体番号、お客様標準価格については次の表のとおりとします。

商品名	レンタル期間	数量	単価	4週間契約金額	紛失弁償金	個体番号 (該当する商品のみ)	お客様標準価格
DWLH	2週間	1	1969	1969	1790	—	1969

2. 商品のレンタル契約期間は、2024年 / 月 26日 から2025年 / 月 25日までとします。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに、双方のいずれからも本契約を更新しない旨の意思表示がない場合、本契約は、同一条件をもって自動的に1年間更新するものとし、以降も同様とします。
3. お客様及び当店は、契約期間中といえども相手方に対し、4週間以上の予告期間を設けて通知することにより本契約を解約することができるものとします。
4. お客様及び当店は次の事項に該当したときは、サービスを即時に中止し、本契約を即時に解除できるものとします。
①セクシャルハラスメント等、お客様及び当店、サービス担当者 の名譽・信用・人権等を傷つける行為があったとき、又は行為があると判断したとき。
②その他、契約条項に違反したとき。
5. 商品代金の支払い方法及び支払日は次のとおりとします。
支払い方法: クレジット 支払日: 各レンタル日
6. 商品及び商品の使用に際し合わせて貸与するサービス商品(以下「サービス商品」といいます)を解約等の場合、お客様は当店に返却するものとします。
7. 商品及びサービス商品については、定期的に棚卸の上、数量を相互に確認するものとします。なお、紛失が発生した場合、商品については第1項の紛失弁償金に記載する金額、サービス商品については別途当社が定める金額をお客様は当店に支払うものとします。
8. お客様は商品及びサービス商品を第三者に対して譲渡、転貸、その他これに類する行為をしてはならないものとします。また、当店の指定する方法以外で使用することはできないものとします。
9. お客様は商品及びサービス商品が故障、破損等により使用できなくなった場合、速やかにその旨を当店に通知するものとします。この場合、当店は遅滞なく代替品の提供等の対応をするものとします。なお、当該故障、破損等がお客様の取扱上の不注意等の通常使用によらない場合、お客様は当店に対して、対応に要した費用を支払うものとします。
なお、お客様の希望による商品の交換については、有償とします。
10. 商品及びサービス商品の設置、使用の際に生じる壁、床面の傷・窪み、あるいは埃の付着による汚れ等について、当店は、本契約が終了した後もこれを原状に復する義務を負わないものとします。
11. 第1条の商品の単価、4週間契約金額、お客様標準価格は本契約締結日における消費税及び地方消費税の税率に基づく税込金額になります。税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、当該変更内容に基づき、改正日以降における商品の単価、4週間契約金額、お客様標準価格を変更するものとします。
12. 商品の使用に際して、紙パックが必要となる場合、当該紙パックは有償とします。
13. 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合、双方が協議の上、解決するものとします。なお、当店は、社会的変動等により、お客様に対して契約条件の変更を申し出ることができるものとします。
14. 本契約の対象となる商品が株式会社ダスキンの指定する「おそうじベーシック3」(以下「おそうじベーシック3」といいます)の場合、裏面の契約条項が適用されるものとします。

裏面の内容も、よくお読みください。

契約日 2024年 / 月 26日

(お客様)
ご住所 日高市上鹿山271
カナ ニチタカシ
お名前 議員団県政調査事務所
電話番号 (042) 969 - 0058
Eメール @
生年月日 西暦 年 月 日生

(ダスキンフランチャイズチェーン加盟店)
所在地 〒359-1106 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
商号 株式会社 しむばしい
店名 ダスキン狭山ヶ丘支店
電話番号 (TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233)
Eメール @

- 既にDDuetプレミアム会員登録をしています。
 当店 他店 わからない
● 別途お渡しする会員規約に同意したので、DDuetプレミアム会員代理登録を希望します。
● ご自身でDDuetプレミアム会員登録を行う場合は、右記2次元コードより実施してください。



担当者 代表取締役 小林 剛
代表者

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】

- ・利用目的 ①商品のお届けや回収、サービスの提供のため ②商品・サービスのご案内のため ③希望された場合は会員サイトへの登録・運用業務のため ④第三者提供 ダスキングループと加盟店の範囲
・個人情報のお問い合わせ、開示・訂正・利用停止について 株式会社ダスキン コンタクトセンター 0120-100100
※お客様がクレジット決済や銀行引き落としを希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

②お客様控

整理番号 6 / 1 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 3288 4298 9003 8859
 小谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~納品・請求書~~

登録番号: T5030001024298

(株) しむばしい
 ダスキン狭山ヶ丘支店
 〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2024年 12月 13日 次回訪問日 2024年 12月 17日 取引 クレジット 未 請求先 2003358 No. 100542309600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969				

紙
 万円以上
 貼付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	1,790	179	1,969	*****

消費税率 10%

確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

SKIN

147

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 5689 4298 9003 8778
 小谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~納品・請求書~~

登録番号: T5030001024298

(株) しむばしい
 ダスキン狭山ヶ丘支店
 〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2024年 10月 8日 次回訪問日 2024年 10月 22日 取引 クレジット 未 請求先 2003358 No. 100538615900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969				

紙
 円以上
 付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	1,790	179	1,969	*****

消費税率 10%

確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

SKIN

733

整理番号 61 - 2

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 0470 4298 9003 8828
小谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

※ 整理番号 | 納品枝請表書 | すること。

~~納品・請求書~~
(株) しむばしい
ダスキン狭山ヶ丘支店
登録番号: T5030001024296
〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2024年 10月 22日 次回訪問日 2024年 11月 5日 取引 カルット 末 請求先 2003358 No.100539554100

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969				

紙
5円以上
占付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	1,790	179	1,969	*****

消費税率 10% 確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 3123 4298 9003 8141
小谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~納品・請求書~~
(株) しむばしい
ダスキン狭山ヶ丘支店
登録番号: T5030001024296
〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2024年 11月 5日 次回訪問日 2024年 11月 19日 取引 カルット 末 請求先 2003358 No.100540446200

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969				

紙
万円以上
占付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	1,790	179	1,969	*****

消費税率 10% 確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 6369 4298 9003 8136
小谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~納品・請求書~~
(株) しむばしい
ダスキン狭山ヶ丘支店
登録番号: T5030001024296
〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2024年 11月 19日 次回訪問日 2024年 12月 3日 取引 カルット 末 請求先 2003358 No.100541404700

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969				

紙
万円以上
占付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額
	1,790	179	1,969	*****

消費税率 10% 確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

USKIN

823

整理番号 6/1 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 4401 4298 9003 8266
 谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~業**種**種**種~~
 登録番号: T5030001024296 (株) しむばしい
 ダスキン狭山ヶ丘支店
 〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2024年 12月 17日 次回訪問日 2024年 12月 31日 取引 **クレジット** 末請求先 **358** No. 10054326600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収			訂正	備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額		
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969					

紙
円以上
付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率	確認サイン	担当者名
	1,790	179	1,969	*****	10%		XXXXXXXXXX

USKIN

821

ランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 9467 4298 9003 8712
 谷野五雄自民党議員団県政調査事務所 様

納品・請求書
~~業**種**種**種~~
 登録番号: T5030001024296 (株) しむばしい
 ダスキン狭山ヶ丘支店
 〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889-1
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233



発行日 2024年 12月 31日 次回訪問日 2025年 1月 14日 取引 **クレジット** 末請求先 **2003358** No. 100544528300

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収			訂正	備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額		
吸塵・吸水マットL・H (抗ウイルス) DWLH 2W	1	1	1969	1	1	1969					

紙
万円以上
占付

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率	確認サイン	担当者名
	1,790	179	1,969	*****	10%		XXXXXXXXXX

USKIN

1506

整理番号			8	6
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>6</td> <td>年</td> <td>10</td> <td>月</td> <td>8</td> <td>日</td> </tr> </table>	6	年	10	月	8	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>40</td> </tr> </table>		百万		千		円			1	5	8	40
6	年	10	月	8	日																
	百万		千		円																
		1	5	8	40																

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所駐車場 更新料	$17,600 \times 0.9 = 15,840$
-----	------------	------------------------------

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38802	06-10-08	15:57
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥17,600	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証 (印)
万円	千円	円

お振込明細またはご案内	
お受取人	りそな銀行 朝霞台支店 普通 0316553 カツミトウサツ(カ様)
ご依頼人	42115 マツイヒロツセイムカツトウ様
電話番号	取扱番号 080003
印紙税申告納付済 付いた満和 税務署承認済	

※領収書等(別紙)

[振込手数料]
= 適用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、④の記述が不明な場合は、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。))、
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

2024年9月5日

更新通知書 兼 請求書

日頃は私共を御引き立て賜り、誠にありがとうございます。現在ご契約頂いております賃貸借物件の更新契約のお知らせでございます。下記の更新契約の内容をご確認の上、期日までにお手続きをお願い致します。

■更新物件

駐車場名・番号	契約者	契約満了日
芳野本町駐車場 [REDACTED]番	松井弘政務活動事務所	2024年11月11日

物件コード [REDACTED]

(更新後契約期間: 2024年11月12日 ~ 2026年11月11日)

現在賃料 (11月分)

賃料	16,500円
合計	16,500円



更新後賃料 (12月分)

賃料	17,600円
合計	17,600円

■請求書 兼 更新時費用内訳

	(本体)	(消費税 10%)
更新料	0円	0円
更新手数料(税込)	17,600円	1,600円
金額合計	16,000円	1,600円

適格請求書発行事業者 No. TG-0300-0104-4681

更新書類管理番号: 42115-A

■手続き期限

2024年10月11日

左記の期日までにご返送・ご入金を行って下さい。

(契約満了日1ヶ月前)

◆更新手続きの手順

- ①返送書類 更新契約書一式をご記入、ご捺印後、ご返送下さい。
- ②更新時費用 下記の口座へお振込お願い致します。(口座引落としされません)
- ③弊社への書類到着及び入金確認後、貸主様の押印の上、更新契約書をご返送させて頂きます。
※連帯保証人様には、更新契約書のコピーを郵送させて頂きます。

◆更新費用のお振込口座◆

りそな銀行 朝霞台支店 普通 0316553 カツミフドウサン(カ)	
振込名 [REDACTED] マツヒロシセイムカツドウジムシヨ (契約者コード)	※お振込の際は左記の通りお名前の前に必ず 契約者コード をご入力下さい。尚、振込手数料は借主様負担となります。 ※お支払い時の金融機関の振込明細書をもって領収書の発行に代えさせて頂きます。

◆注意事項◆

- ◆契約名義変更 お手続きが必要になりますので契約担当までお願いします。
- ◆解約される方 「契約満了日の1ヶ月前」迄に解約届を提出して下さい。
※期日を過ぎた場合は、上記の更新費用がかかるので注意して下さい。
※物件により解約予告期間が異なる場合がございます。ご契約書をご確認下さい。

整理番号 7 6

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費 【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費 9 : 資料購入・作成 10 : 交通費
------------------------------	---

支出年月日	 6 年 10 月 11 日 <div style="text-align: center; font-size: small;">他</div>	支出額	百万 千 円 2 3 7 6
-------	--	-----	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	ダスキン使用料 (事務所用) (1 0 月 ~ 1 2 月 分) 990 円 × 3 月 × 0.8 = 2,376 円 (政務活動に使用する割合が8/10であるため)
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

納品・領収書

XXXXXXXXXX No. 0001014929
 神尾 たかよし 様

T8030001060421

ダスキン マルシン

株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 6年10月11日 次回は11月 8日 金曜日

担 当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

おしらせ

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額

990

前回未収額

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号

7 6 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品 領収書
 No. 0001018136 T8030001060421 ダスキン マルシン
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076
 納品日 6年11月 8日 次回は 月 日 曜日
 担当 [Redacted]

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

おしり
 印 紙 領 収 額
 5万円以上 990 ← 前回未収額
 貼 付

納品 領収書
 No. 0001021497 T8030001060421 ダスキン マルシン
 株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076
 納品日 6年12月 6日 次回は 月 日 曜日
 担当 [Redacted]

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

おしり
 印 紙 領 収 額
 5万円以上 990 ← 前回未収額
 貼 付

整理番号 72

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">6年10月14日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 3 千 1 円 32</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	---	-------------------------

<p>使 途</p> <p style="font-size: 1.2em;">ダスキンレンタルTV</p>	<p>$2377 \times \frac{1}{2} = 1189$</p> <p>$1507 \times \frac{1}{2} = 754$</p> <p>$2377 \times \frac{1}{2} = 1189$</p>
--	---

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 840 4875 8162 4325
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
 兼 領収書

株式会社ダスキンサーヴ北関東
 ダスキン宮原支店

〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390
 No.100352850400

発行日 2024 年 10 月 14 日 次回訪問日 2024 年 11 月 11 日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693		
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	870	1	1	870		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額	消費税率
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額	
	2,161	216	2,377	2,377	10%

確認サイン

担当者名

XXXXXXXXXX

DUSKIN Duet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 72 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 8660 4875 8162 4690
小島 信昭 様
ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書
登録番号: T8070001004715
XXXXXXXXXX

株式会社ダスキンサーブ北関東
ダスキン宮原支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2024年 11月 11日 次回訪問日 2024年 12月 9日 取引 現金 No.100354320400

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品			回収訂正	備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額		
ベーシックマットS・G	BSG	4W	693	1	2	693					
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	814	1	2	814					

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,370	137	1,507	1,507

消費税率
10%

確認サイン

担当者名

421

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 4710 4875 8162 4344
小島 信昭 様
ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書
登録番号: T8070001004715
XXXXXXXXXX

株式会社ダスキンサーブ北関東
ダスキン宮原支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2024年 12月 9日 次回訪問日 2025年 1月 6日 取引 現金 No.100355912800

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品			回収訂正	備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額		
ベーシックマットS・G	BSG	4W	693	1	1	693					
ハンディモップF	H-F	8W	870	1	1	870					
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	814	1	1	814					

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,161	216	2,377	2,377

消費税率
10%

確認サイン

担当者名

249

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

整理番号 0082

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 10 月 16 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">108</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		108	000
百万	千	円							
	108	000							

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">事務所賃料</p> <p>9月、10月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="font-size: 1.2em;">120,000 × 0.9 = 108,000</p>
-----	---	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。
 ●お取引金額をお確かめください。
 ●お取引後残高の金額頭に「-」印がある場合はお借入残高を表わします。

お 取 扱 日	取 扱 店 番	機 番	取 扱 番 号
6-10-16	092	51	2371
金融機関コード	口座番号	番号	号
万円 5千円 2千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
お取引内容		お取引金額	
お引き出し		¥120,000	
取扱時間	受付番号	お取引後残高	
10:08	0007		

ご案内またはお振込内容
 振込手数料 ¥0 手数料 ¥0
 埼玉縣信用金庫
 小川支店
 普通預金 6203661
 1) ハジメトシムシヨ 様

ご依頼人 電話 0493-81-4896
 コクネケンイチセイムカットウシムシヨ 様

埼玉縣信用金庫

《さいしん》からのご案内
裏面をご覧ください

③ 事務所賃料

⑤ 埼玉縣議会自由民主党議員団

いこと。
 いない場合は、別紙を使用すること。
 を付すこと。)

し、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階	
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1	
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建	
用途	事務所	
契約面積	1 階部分	28.80 m ² 約8.7坪

(2) 使用目的

政務活動事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和6年6月1日 から	3 年 月間
終期	令和9年5月31日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 50,000 円	(内消費税等 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 10,000 円	(内消費税等 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)	なし 円	賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	なし	
	円	円
礼金	円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

0082-2

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。	

特約条項

<p>一、賃料に駐車場料金2台分を含む。</p> <p>一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。</p> <p>一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。</p> <p>一、借主は買取請求権を放棄する事とする。</p> <p>一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。-以下余白-</p>

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 6 年 6 月 10 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本 電話番号 0493 (72) 3392

借主 住所 [Redacted]

氏名 小久保 憲一 番号 0493 (81) 4896

連帯保証人 住所

氏名 電話番号 ()

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (6) 第 17828 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県比企郡小川町大字大塚1185-5	事務所所在地	
商号	東豊不動産 有限会社	商号	
代表者等	仲川 千鶴子	代表者等	印
登録番号	[Redacted]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	印

整理番号		/	0	8
------	--	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">10</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">16</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table>	6	年	10	月	16	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	1	9	0	1	8	8
6	年	10	月	16	日										
1	9	0	1	8	8										

使 途	<p>事務的家賃</p> <p>(11月~令和7年1月分)</p> <p style="text-align: right;">$211,320 \times 0.9 = 190,188$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center;"><送金料を合入></p>
-----	---

領収書等貼付欄

- ① 令和6年10月16日
- 令和6年11月18日
- 令和6年12月9日
- ③ 事務的家賃(11月~令和7年1月分)

<領収書は別紙>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 0 8 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-10-16	████████	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N051	*70,000	
	残高	
42A1	*████████	
送金料金	*440円	
振込予定日	06-10-16	
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-11-18	████████	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N060	*70,000	
	残高	
	*████████	
送金料金	*440円	
振込予定日	06-11-18	
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-12-09	████████	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N035	*70,000	
	残高	
	*████████	
送金料金	*440円	
振込予定日	06-12-09	
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和5年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和5年4月1日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

（乙）

整理番号 1 0 9

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>6年 10月 16日</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">他</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>1 1 3 9 4</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p>事務所来客用駐車場賃借料 (2024年11月~2025年1月分)</p> <p><送金料を含む></p>	<p>12.660 × 0.9 = 11.394</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	---	---

領収書等貼付欄

- ① 令和6年10月16日
- 令和6年11月18日
- 令和6年12月9日

③ 事務所来客用駐車場賃借料
(2024年11月~2025年1月分)

<領収書は別紙>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

109 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-10-16		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N056	*4,000	
	残高	
4241	*	
送金料金 *220円		
振込予定日 06-10-16		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-11-18		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N065	*4,000	
	残高	
	*	
送金料金 *220円		
振込予定日 06-11-18		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-12-09		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N040	*4,000	
	残高	
	*	
送金料金 *220円		
振込予定日 06-12-09		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

駐車場 賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。) と借主 武内政文 (以下「乙」という。) は、下記 (1) に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2	指定場所	XXXXXXXXXX
	名称	町田駐車場		

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ フリード	登録番号	XXXXXXXXXX
---------	----------	------	--

(3) 契約期間

契約期間	2024年 4月 1日 から 2025年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料 (駐車場使用料)	月額 4,000円 (消費税含)

支払期限： ①. 毎月末日までに翌月分を支払う。 2. 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支払方法	1. 口座振替	金融機関： 口座番号： 口座名義人： 電話番号：
	②. 振込	XXXXXXXXXX ※振込手数料は、借主負担とする。
	3. 持参	持参先：

(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名 XXXXXXXXXX
	住所 XXXXXXXXXX

管理者	商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15 電話 049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名 XXXXXXXXXX
	住所 XXXXXXXXXX

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2024年 3 月 / 日

甲 (貸主)	氏名	代理人 [REDACTED]	電話	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙 (借主)	氏名 (商号及び代表者)	武内 政文	電話	[REDACTED]
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地		
緊急連絡先	氏名	武内 政文	電話	[REDACTED]
	住所	入間郡越生町上谷450		

宅地建物 取引業者	商号(名称)	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話	049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事 () 第23444号		
宅地建物 取引士	氏名	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15		

整理番号 1119

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	06 年 10 月 17 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">百万</td> <td style="width: 25%;">千</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">204</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		204	2
百万	千	円							
	204	2							

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">2552 × 0.8 = 2042</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客さま名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
 兼 領収書

TEL: 048-541-8110

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

ダスキン 鴻巣
 有限会社クリーンショップ
 〒365-0054 鴻巣市大間2丁目E-32
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 06年10月17日 次回訪問日 12月17日 C木 00999 8W
 取引 (現金) 10(火)

T6030002082557

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
*WHIH 吸塵・吸水マットグレー系A <small>(※ 領収書を貼るスペースが有)</small>	2	2	1276	2	2552					
10%合計					2,552					
			内消費税		(232)					

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	2,552	232	2,552

伝票 NO.0001108345

受領サイン

担 当 者 名

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0049

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 10 月 18 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">099</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	4	135	099
百万	千	円							
4	135	099							

使 途	<p>政務活動事務所家賃 11月分 (送料 110円込)</p>
-----	--------------------------------------

領収書等貼付欄 政務活動に使用する割合が9/10であるため

1,50110 × 0.9 = 135099

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



0049-2

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2024/10/18
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	0 円
出金金額合計	150,110 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認については[こちら](#)を参照してください。

閉じる

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋	
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5	
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築	
用途	事務所	
契約面積	1 階部分	約38 m ²

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日 から	3 年 月間
終期	2026年7月11日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 150,000 円	(内消費税等 円 ・ 税率 %)
共益費(管理費)	月額 0 円	(内消費税等 0 円 ・ 税率 0 %)
保証金(敷金)	0 円	賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		
	円	円
礼金	0 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市的場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

6049-4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円

特約条項

◆本契約は、転賃借契約です。別添の事項が追加条項となります。
 ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市的場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 須賀 昭夫 電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 貸主 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 [Redacted] 号
 事務所所在地 埼玉県川越市的場 [Redacted]
 商号 株式会社 秀拓 [Redacted]
 代表者等 米原 恭淳 [Redacted]
 登録番号 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 第 [Redacted] 号
 事務所所在地 [Redacted]
 商号 [Redacted]
 代表者等 [Redacted]
 登録番号 第 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted]

整理番号				
------	--	--	--	--

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 ⑧:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	6年 10月 18日	支出額	百万 千 円 216 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
-------	------------	-----	--

使途	政務活動事務所コシ処理代 $240 \times \frac{9}{10} = 216$
----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
---------	---------------

別紙明細

_____ [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

111-2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

納入通知書兼領収書(計量票)

納入場所	狭山市稲荷山環境センター	伝票No	78
納入者	住所	狭山市高堤1-14-1	
	氏名	東山 教子 事務所	
車両番号	■■■■	地区	狭山市
年月日	2024/10/18	時間	11:16
業者名等	事業者		
銘柄	可燃ごみ		
総重量	1,570 kg	空車重量	1,560 kg
正味重量	10 kg	単価	240 円/10kg
金額	240 円		10%対象
	21 円		内消費税
一般廃棄物処理手数料納入通知書		領収印日付	
狭山市長 小谷野		 	
狭山市登録番号:T4000020112151			
備考		狭山市現金取扱員 63	

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>10</td> <td>18</td> </tr> </table>	年	月	日	6	10	18	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>57</td> <td>500</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	57	500
年	月	日													
6	10	18													
百万	千	円													
1	57	500													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

10月、11月、12月分事務所借上代
政務活動に使用する割合が7/10以上であるため
 $75,000 \times 3 = 225,000$ 円 $225,000 \times 0.7 = 157,500$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

しんきんキャッシュサービス
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
06 10 18	1251045リ-0075
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251-	*****
お取引金額	
お取引時刻	お取引金額
お引出 ¥550 通帳員	¥225,000*
時刻 11:18	お取引後残高
説明コード	

[振込手数料]

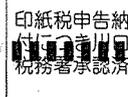
※領収書
※領収書(別紙)

お受取人

ご依頼人

ウメサワ ヨシカス様

[Redacted Name]



川口信用金庫 C-10-1

用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



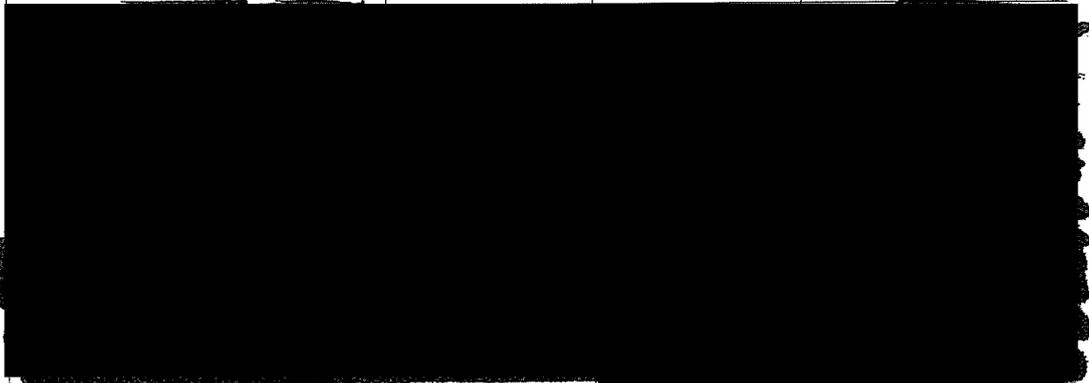
普通預金 (兼お借入明細)

つめざわ徳一

4

*差引残高欄に(-)印があるものは貸越残高です。

日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
---	----	-------	-------	------



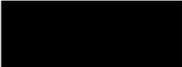
D 6-10-18	ATM振込	225,000		
-----------	-------	---------	--	--



1. 証券類をご入金の際は摘要欄に記号 (他券、振込) と日付を印字します。
払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
2. 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。

4

建物賃借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃借物件) 甲は乙に次の物件 (以下「本物件」という) を賃借する

建物の表示 ; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央 2 - 9 - 1 4

構 造 木造平屋建て

床面積 1 8 m²

第二条 (賃借期間) 賃借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1 か月 金 7 5,0 0 0 円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書 2 通を作成し、各自押印の上、各 1 通を保有するものとする。

賃貸人 (甲) 

賃借人 (乙) 久喜市栗橋東 2 - 5 - 8

梅沢佳一 

整理番号 284

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	6 年 10 月 20 日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 176000円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(按分した場合の積算方法 $220000 \times 0.8 = 176000$)</p>
使 途	<p style="font-size: 1.2em;">事務所費と12(10月令)</p> <p style="font-size: 1.2em;">事務所費領収書</p>
支 出 先	<div style="text-align: center; height: 40px;">[Redacted]</div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

105-2

更新

賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ~ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様

有限会社アーヴェンクリエイト

埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005



賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

105-4

令和 5 年 11 月 3 日

貸主 氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエ

〒332-0012 埼玉県川口市本町

フジタ川口 103号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事(3)第22120号

整理番号	1	0	6
------	---	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

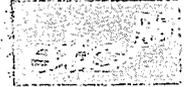
<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 6年 10月 21日 11/20 12/18 </div>
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 円 </div> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 (22,000 × 0.9) × 3ヶ月)</p>
使 途	事務所駐車場代 ^{R6} (11月、12月、 ^{R7} 1月分)
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団
 印

106-2



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング No 

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 [REDACTED]
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[REDACTED]

- 乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲



甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙

住所 埼玉県川口市榎町1-6-10

氏名 永瀬 香樹

電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先



106-7

2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変わります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045
 東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階
 株式会社トータルホーム 赤羽店
 TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

106-8

賃借借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内	
契約者	永瀬 秀樹	

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間	新契約期間		
2023年5月1日	2024年5月1日	から	から
2024年4月30日	2025年4月30日	まで	まで
月 額	22,000 円	月 額	22,000 円
内訳	家賃	内訳	家賃
	20,000 円		20,000 円
	消費税		共益費
	2,000 円		2,000 円
	合計		合計
	22,000 円		22,000 円

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2024年 5月13日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社 トータルホーム 国土交通大臣 (4)	

整理番号 101

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 10 月 21 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">46</td> </tr> </table>	百万	千	円					3	46
百万	千	円										
	3	46										
			※政務活動費を充当した金額を記載									
使途	<p>備品(レンタルマット)</p> <p style="text-align: right;">385 × 0.9 = 346.5</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>											

領収書等貼付欄

領収書

2024年10月21日 12:44

No.2324222

様

新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号: XXXXXXXXXX

住所: 北本市中央1-81

TEL:048 594-1600

契約日付: 20110826

配達日付: 20241021

順番: 021-00

設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @350 ¥ 350

税抜金額: ¥ 350

消費税10%: ¥ 35

税込金額: ¥ 385

備考:

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポーターセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当: XXXXXXXXXX

配達担当: XXXXXXXXXX

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>



URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0054

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>06年10月21日</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">7126</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		4	7126
百万	千	円							
	4	7126							
<p>使 途</p>	<p>政務活動事務所等関係マニト及び清掃用品代 06年11月18日 $3959 \times 2 \times 0.9 = 7126.2$</p>								

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ であるため

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0054-2

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋

株式会社 光洋

〒350-0066 川越市連雀町2-12

TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

T9030001054826

納品日 06年 10月 21日 次回訪問日 11月 18日 D月 00998 4W

取引 (現金)

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正
				数量	金額	数量	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969			
BSC3G おそうじペーパーマット	1		1990	1	1990			
BSSS-G おそうじペーパーマット32x24G		1		0				
BLALA-G おそうじペーパーマット377G		1		0				
BSC3CL ペーパーマット用クリーナー				0				
10%合計 3,959 内消費税 (359)								

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

伝票 NO.0010475283
担当 者 名

BUSKIN

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

お客様名 須賀あきお様

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 光洋

株式会社 光洋

〒350-0066 川越市連雀町2-12

TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

T9030001054826

納品日 06年 11月 18日 次回訪問日 12月 16日 D月 00998 4W

取引 (現金)

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正
				数量	金額	数量	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969			
BSC3G おそうじペーパーマット	1		1990	1	1990			
BSSS-G おそうじペーパーマット32x24G		1		0				
BLALA-G おそうじペーパーマット377G		1		0				
BSC3CL ペーパーマット用クリーナー				0				
10%合計 3,959 内消費税 (359)								

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
(10%)	3,600	359	3,959	3,959

伝票 NO.0010481387
受領サイン
担当 者 名

BUSKIN

上 06年10月21日
下 06年11月18日

整理番号 97 -1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>6年10月22日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p> 22 176</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所駐車場代(R6.10~12月分)</p> <p style="text-align: right;">$24,640 \times 9/10 = 22,176$</p>		

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: right;">8030×2 8580×1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>ご利用明細票</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年月日</td> <td>取扱店番号</td> <td>機械</td> <td>処理番号</td> <td>銀行番号</td> </tr> <tr> <td>06-10-22</td> <td>051</td> <td>01</td> <td>0059</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>店舗番号</td> <td>口座</td> <td>番</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>09</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引内容</td> <td>手数料</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お振り込</td> <td></td> <td colspan="2">¥8,030</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引時刻</td> <td colspan="3">お取引後残高</td> </tr> <tr> <td colspan="2">12:04</td> <td colspan="3">おつり ¥2,070</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <p>武蔵野銀行 武里支店 普通 口座番号 1088058 受取人 カ.サンハウス様 依頼人 サカイヒロミ様 振込日 06-10-22 振込金額 ¥7,700 振込手数料 ¥330</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>印紙税申告 付につき欠 税務署承認済</td> </tr> </table> <p><ご注意> ○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。</p> <p style="text-align: center;">武蔵野銀行</p> </div> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>ご利用明細 三菱UFJ銀行</p> <p>ご来店いただきありがとうございます。 このご利用明細は必ずお持ち帰りください。 お取引内容に関するお問い合わせの際は、窓口にてお示しください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年月日</td> <td>取扱店番</td> <td>お取引内容</td> </tr> <tr> <td>061120</td> <td>0630208</td> <td>お振り込み</td> </tr> <tr> <td>受付通番</td> <td>銀行番号</td> <td>支店番号</td> </tr> <tr> <td>8635</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>税込手数料</td> <td>お取引金額</td> </tr> <tr> <td>11.55</td> <td>¥880*</td> <td>¥7,700*</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引できない場合</td> <td>残高</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>ご案内</td> <td>おつり</td> <td>¥1,420*</td> </tr> <tr> <td colspan="3">*****</td> </tr> <tr> <td colspan="3">お振込先は 武蔵野銀行 武里支店 普通 1088058 カ.サンハウス様 依頼人は サカイヒロミ様 電話 0487063256</td> </tr> </table> </td>	年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号	06-10-22	051	01	0059		種別	店舗番号	口座	番	号	09					お取引内容		手数料	お取引金額		お振り込			¥8,030		お取引時刻		お取引後残高			12:04		おつり ¥2,070			<p>武蔵野銀行 武里支店 普通 口座番号 1088058 受取人 カ.サンハウス様 依頼人 サカイヒロミ様 振込日 06-10-22 振込金額 ¥7,700 振込手数料 ¥330</p>									印紙税申告 付につき欠 税務署承認済	<p>ご利用明細 三菱UFJ銀行</p> <p>ご来店いただきありがとうございます。 このご利用明細は必ずお持ち帰りください。 お取引内容に関するお問い合わせの際は、窓口にてお示しください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年月日</td> <td>取扱店番</td> <td>お取引内容</td> </tr> <tr> <td>061120</td> <td>0630208</td> <td>お振り込み</td> </tr> <tr> <td>受付通番</td> <td>銀行番号</td> <td>支店番号</td> </tr> <tr> <td>8635</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>税込手数料</td> <td>お取引金額</td> </tr> <tr> <td>11.55</td> <td>¥880*</td> <td>¥7,700*</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引できない場合</td> <td>残高</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>ご案内</td> <td>おつり</td> <td>¥1,420*</td> </tr> <tr> <td colspan="3">*****</td> </tr> <tr> <td colspan="3">お振込先は 武蔵野銀行 武里支店 普通 1088058 カ.サンハウス様 依頼人は サカイヒロミ様 電話 0487063256</td> </tr> </table>	年月日	取扱店番	お取引内容	061120	0630208	お振り込み	受付通番	銀行番号	支店番号	8635			時刻	税込手数料	お取引金額	11.55	¥880*	¥7,700*	お取引できない場合		残高			*****	ご案内	おつり	¥1,420*	*****			お振込先は 武蔵野銀行 武里支店 普通 1088058 カ.サンハウス様 依頼人は サカイヒロミ様 電話 0487063256		
年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号																																																																																
06-10-22	051	01	0059																																																																																	
種別	店舗番号	口座	番	号																																																																																
09																																																																																				
お取引内容		手数料	お取引金額																																																																																	
お振り込			¥8,030																																																																																	
お取引時刻		お取引後残高																																																																																		
12:04		おつり ¥2,070																																																																																		
<p>武蔵野銀行 武里支店 普通 口座番号 1088058 受取人 カ.サンハウス様 依頼人 サカイヒロミ様 振込日 06-10-22 振込金額 ¥7,700 振込手数料 ¥330</p>																																																																																				
				印紙税申告 付につき欠 税務署承認済																																																																																
年月日	取扱店番	お取引内容																																																																																		
061120	0630208	お振り込み																																																																																		
受付通番	銀行番号	支店番号																																																																																		
8635																																																																																				
時刻	税込手数料	お取引金額																																																																																		
11.55	¥880*	¥7,700*																																																																																		
お取引できない場合		残高																																																																																		

ご案内	おつり	¥1,420*																																																																																		

お振込先は 武蔵野銀行 武里支店 普通 1088058 カ.サンハウス様 依頼人は サカイヒロミ様 電話 0487063256																																																																																				

整理番号 97 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

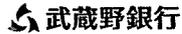
ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。



年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
061224	014	020078		
種別	店舗番号	口座番号		
09		現金扱		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お振込		¥8,030		
お取引時刻	お取引後残高			
10:33	おつり		¥2,000	
武蔵野銀行 武里支店 普通口座番号 1088058 受取人 カ.サンハウジング様 依頼人 サカヒロミ様 振込日 06-12-24 振込金額 ¥7,700 振込手数料 ¥330				
				印紙税等納付につき大宮税務署承認済

＜ご注意＞
○ 暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。



駐 車 場 使 用 契 約 書

[物件の表示]

名 称	グリーンパーキング [REDACTED]	管理番号	[REDACTED]
所在地	埼玉県春日部市一ノ割一丁目190-2		
貸借人	榮 寛美		

[賃料および支払方法等]

賃 料	月額 7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金	円
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)	礼 金	円
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)		円(うち消費税 円)
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更 新	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
雑 費	月額 円(うち消費税 円)	更 新 手 数 料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
契約期間	令和5年06月02日から 令和7年06月01日まで		
支払方法	<input type="checkbox"/> 持参 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替		
振込先	[REDACTED]		

[契約車輛および任意保険]

車 名	[REDACTED]	保険会社名	[REDACTED]
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

[その他]

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヵ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 5 年 5 月 26 日

貸借人(甲) 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1
 氏名: [REDACTED] 貸主代理人(株)物産リンク 代表取締役 金子勝博
 電話: 048-739-1235

貸借人(乙) 住所: [REDACTED]
 氏名: 榮 寛美 電話: [REDACTED]
 勤務先: 埼玉県 住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

緊急連絡先 住所: _____
 氏名: _____ 印 電話: _____

仲介人 免許番号: 埼玉県知事(2)第22757号
 主たる事務所: 埼玉県春日部市大場1057番地1
 商号又は名称: 株式会社サンハウジング
 代表者: 代表取締役 金子 勝博
 宅地建物取引士: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED]
 事務所名: 株式会社サンハウジング 電話: 048-739-1235
 所在地: 埼玉県春日部市大場1057番地1

整理番号 76

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 10 月 22 日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7250</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	1	0	7250
百万	千	円							
1	0	7250							
使 途	<p>事務所賃賃料 (本町事務所) $80,440 \times \frac{22}{30} \times \frac{1}{2} = 26,813$</p> <p>11月~1月分 $80,440 \times \frac{1}{2} = 40,220$</p> <p>$80,440 \times \frac{1}{2} = 40,220$</p>								

小島 信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12	06-10-22 送金	*80,000	
13	06-10-22 手数料	*440	

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38109	06-10-22	09:35
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬 貨) 認 証		
円 千 円 千 円 円		
お振込明細またはご案内 電話		
登録番号 0001		
コッパマ ノブアキ様		
電話番号 048-758-1624		
取扱番号 300023		

印紙税申告納付済
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」な
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

土屋事務所 (11/1~11/10) 10日

整理番号 76-2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

小島信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22	06-12-05	送金	金額 *80,000
23	06-12-05	手数料	*440
24			

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示し、お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38102	06-12-05	12:06
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (円) 認証		

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0001

コッマ ノブ アキ様

ご依頼人

電話番号 048-758-1624

取扱番号 300214

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

小島信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

13			
14			
15			
16			
17			
18			
19	06-12-20	送金	*80,000
20	06-12-20	手数料	*440
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示し、お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38107	06-12-20	11:35
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (円) 認証		

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0001

コッマ ノブ アキ様

ご依頼人

電話番号 048-758-1624

取扱番号 300236

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事務所使用許可契約書

この契約は、自由民主党埼玉県南第十二区第二支部 支部長小島信昭（以下「甲」という。）が自由民主党埼玉県第十六選挙区支部 支部長土屋品子（以下「乙」という。）に対し、事務所の使用に関し次のとおり許可する。

（趣旨）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる事務所（以下「事務所」という。）を乙に貸出し、乙はこれを借用するものとする。

- （1）所在地 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12
- （2）事務所面積 29.75平方メートル

（使用料）

第2条 乙は、使用料として金120,000円を契約の前日までに、甲に支払わなければならない。

（契約期間・更新）

第3条 本使用期間は、令和6年10月10日～令和6年11月9日とする。

（契約の解除）

第4条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することが出来る。

- （1）乙が契約の解除を申し出たとき
- （2）乙が契約に違反したとき

（使用料の解除）

契約が解除されたときは、乙がすでに納めた料金は還付しない

（通知義務）

第5条 甲乙とも、本物件につき滅失・毀損・瑕疵の事実を知った場合は速やかにその状況を相手方に報告する義務を負う。

（乙の責任）

第6条 乙は、甲に損害を及ぼした場合は当然その責任を負う。

（免責事項）

第7条 乙は、次の各号に掲げる損害を受けたときは賠償責任を負わない。

- （1）天災地変、第三者による事故・事件、公用徴集等不可抗力による損害
- （2）その他、乙の責めに帰することが出来ない事由による損害

（その他）

第8条 本契約に記載なき事項については甲乙協議して定める。

この契約書は、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和6年10月9日

（甲）住所 埼玉県さいたま市岩槻区本宿298-5
氏名 自由民主党埼玉県南第12区第2支部
支部長 小島 信昭

（乙）住所 埼玉県春日部市粕壁東2-3-40-
氏名 自由民主党埼玉県第十六選挙区支部
支部長 土屋 品子

(更新)事業用貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)
は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	区画番号()	I 階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12			
建物	構造	木造(鉄骨造)鉄骨コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽集積造・その他() / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / ()階建/全()戸	面積	29.75 m ²
	種類	事務所	新築年月	平成11年 4 月
附属施設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年5月1日 から 令和7年4月30日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等)	家財 保険料	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵 No. 本 本	本 本	本 本
賃料等の支払時期 翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等の支払 貸主指定の口座へ振込支払いする。			
支払方法	<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 口座引落	持参先 委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理者

貸主	氏名 [] 住所 []
----	---------------

管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 [] (賃貸不動産経営管理士・登録番号 []) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [] 住所 []
-----	---------------

頭書(7) Zの債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 氏名 小島 信昭 住所 []
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供 家賃債務保証会社名 []
	<input type="checkbox"/> 証書の提供 主たる事務所の所在地 []

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理 (有) 宝来屋不動産商会 2015年4月28日

甲・貸主	氏名	TEL
乙・借主	住所	TEL
連帯保証人	住所	TEL

甲 さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538
 商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会
 代表者の氏名 関根 正之
 住所 〒339-0057 埼玉県岩槻区本町3-1-1
 氏名 小島 信昭
 住所 〒339-0078 埼玉県岩槻区本町3-1-1
 氏名 小島 信昭

宅地建物取引業者	A	B
主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	
商号又は名称	(有) 宝来屋不動産商会	
代表者の氏名	関根 正之	
免許証番号	埼玉県知事 (13) 第5313号	大臣 () 第 () 号
免許年月日	平成29年8月23日	平成 年 月 日
氏名		氏名
登録番号		登録番号 () 第 () 号
業務に従事する事務所名	(有) 宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名
事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

※印は実印

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
 2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならぬ。
 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
 4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならぬ。

整理番号 95

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">6年10月22日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;">174636</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: right;">$194040 \times \frac{9}{10} = 174636$</p>
<p>使 途</p> <p style="text-align: center;">政務活動事務所、家賃、共益費、駐車場代(11月分)</p>		

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** (R) お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
50205	06-10-22	14:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥193,600	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証	
円 千 円 円			

お振込明細またはご案内

お受取人 **ミツヒ"ツユー"イフツ"イ**
オオクラヤマ
普通 0646625
セイワツヨウコウ(カ様)
登録番号 0005

ヒカ"ツヤマトオルセイムカツ"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 400045

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

11月分

[振込手数料]

使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

北野第2ビル 3階

東山 徹 様

令和6年3月1日～令和11年2月28日

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階		
	所在地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7		
	種 類	事務所		
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建		
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)		
	使用目的	事務所		
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山ソラリス702 (名称) 聖和商行株式会社	貸 主	神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山ソラリス702 (名称) 聖和商行株式会社
賃 料	月額金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税30,000円)	
共 益 費	月額金10,000円 (外消費税1,000円)	敷 金	金150,000円	
更 新 料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金 償 却		
更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)			
敷金の返還時期		物件明渡し日より3ヶ月以内		
火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)			
看板使用料	無			
契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで 5年間			
引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日	
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する			
賃料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座>			
	金融機関		支店名	
	口座種類		口座番号	
	名義人		フリガナ	
支払期限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする			
(C) 保証	連 帯 保 証 人		家 賃 債 務 保 証 会 社	
	連帯保証人	極度額	家賃債務保証会社	社名
特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。				

特約事項

1. 乙が本物件を引渡時の現況から標記(A)の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
2. 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等(以下「残置物」という)についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
3. 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和6年2月24日

貸主・甲	借主・乙
聖和商行株式会社 神奈川県横浜市港北区大倉山1-28-11 大倉山7 代表取締役 北野 敦也	 東山 徹
	連帯保証人・丙
印	

媒介業者

[取引態様]「貸借」/媒介・代理	[取引態様]「貸借」/媒介・代理	[取引態様]「貸借」/媒介・代理
[免許証番号] 埼玉県知事(12)第8534号 [免許年月日] 令和4年5月17日 [主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園2-13 [商号又は名称] 狭山不動産株式会社 [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] 埼玉県知事(5)第19372号 [免許年月日] 令和3年7月13日 [主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡1-4-32 [商号又は名称] 株式会社ハウスネット [代表者の氏名] 代表取締役	[免許証番号] [免許年月日] [主たる事務所] [商号又は名称] [代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] 	[登録番号] 	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士) 	(宅地建物取引士) 	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園2-13 狭山不動産株式会社 電話 04-(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

第16条 (契約の消滅)

天災、地震、その他甲の責めに帰すことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が取用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

第17条 (更新および更新料)

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は (B) の更新料、更新事務手数料を支払い、賃貸借期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とする。
2. 本契約が更新 (前項の更新および借地借家法の法定更新を含みます。) された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(B) の更新料を支払います。

第18条 (契約の解除)

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるとき、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 入居申込書または本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したことが判明したとき
 - (2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上遅延したとき
 - (3) 乙が銀行取引停止または手形・小切手の不渡処分を受けたとき
 - (4) 乙について、破産・民事再生・会社更生・特別清算またはこれらに類する法的手続きの申し立てがあったとき
 - (5) 騒音、悪臭の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき
 - (6) 本契約の各条項の定め反したとき、または別途定められた細則等がある場合、これに反したとき
3. 第1項および前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができず、甲は同各項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 本契約第26条の表明保証に反する事実が判明したとき
 - (2) 本契約締結後に、自らまたは役員 (業務執行社員、取締役、執行役またはこれらに準する者) が反社会的勢力に該当したとき
 - (3) 本物件またはその周辺において、暴行、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 第11条第9号から第16号までに掲げる行為を行ったとき
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
 - ① 甲に対する暴力的な言動による要求行為
 - ② 甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 甲に対し脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準する行為

第19条 (解約の申入れ)

1. 乙は、本契約を解約する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了する場合、〔標記〕B-①に記載する予告期限までに、甲に対し書面にて申入れをします。この場合、申入れにより予告した解約日または契約期間満了日をもって、本契約は終了します。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、申入れをした解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、甲に支払います。
3. 第1項の解約または期間満了による終了の申入れを、〔標記〕B-①に記載する予告期限までに履行できなかった場合、乙は〔標記〕B-②の賃料相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することができます。
4. 甲が乙に対して、解約の申入れをし、乙が承諾した場合は、申入れの日から3ヶ月の経過をもって本契約は終了します。ただし、甲からの解約申入れ後3ヶ月経過前に、乙が甲に対し、本物件を任意で明け渡したときは、その日をもって、本契約は終了するものとします。

第20条 (明渡し、原状回復義務等)

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
 - (1) 乙が本物件内に搬入したすべての物品等の取去、設置した造作・設備等の撤去
 - (2) 乙が本物件を改装した箇所および本物件に生じさせたすべての汚損、または損傷箇所の修復
 - (3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
 - (4) 乙が使用した公共料金等の諸費用の精算
 - (5) 〔標記〕Bに記載された鍵の返還
 - (6) その他明渡しに必要な全ての措置
3. 乙は、乙の故意または過失、善管注意義務違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、善管注意義務違反による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然消耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗について、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別途特約の定めがある場合には、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を明け渡した後、本物件に残置した物品がある場合、甲は、乙がその所有権を放棄したのとして、任意にその物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議申立をせず、処分に必要な費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等をする場合、甲に対して、明渡し手数料、立退料、損害賠償料その他名目の如何にかかわらず、本契約に基づき以外の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の負担にて本物件の改装・改良等を行い、明渡し時にその価値が現存する場合であっても、乙は支出した費用または価値の増加額の支払いを甲に請求することはありません。
8. 本契約の終了後においても、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了日に至るまでの賃料の倍額に相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

第21条 (立ち入り)

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、漏水、ガス漏れ、故障等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができるとします。その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

第22条 (連帯保証人)

1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新 (自動更新を含みます。) に関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の場合、その負担は〔標記〕Hに記載の極度額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第10条の届出または通知ができない場合、乙に代わって届出または通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完済されるまでその責めを免れることができません。
4. 丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、その他甲の認める連帯保証人としての資格を失ったときは、甲は、乙に対し、新たな連帯保証人の追加もしくは変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとします。
5. 乙がその連帯保証人を選任できなかったとき、または甲の承諾を得ることができなかったときは、甲は本契約を解除できるものとします。
6. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
7. 丙が甲に対し、身分証明書を持参し、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無およびその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べないものとします。
8. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

第23条 (賃借人から連帯保証人への委任)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の申出に応じて合意解約する権限および、本物件の明渡しに関する一切の権限を丙に委任します。
 - (1) 乙が賃料の支払を3ヶ月以上滞り、または度々遅延を繰り返して、甲が相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず応じないとき
 - (2) 乙が甲への届出をせずして所在不明となり、2ヶ月以上経過したとき
 - (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することができません。

第24条 (家賃債務保証業者の提供する保証)

1. 第2条第7項に基づき、〔標記〕Hに記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとします。

第25条 (遅延損害金等)

1. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延した場合、甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、別途締結する保証委託契約または支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。
2. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者から電話、メール、文書または訪問等により督促を受けた場合には、督促1回につき手数料として金3,000円 (別途消費税等) を甲に支払うものとします。

第26条 (反社会的勢力の排除に関する表明保証)

1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し保証するものとします。
 - (1) 自ら反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属さないこと
 - (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第27条 (守秘義務および個人情報保護)

1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または盗用してはならないものとします。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取り扱いを行うものとします。
3. 甲および乙は、前項に定めるところにより事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条 (消費税等)

1. 〔標記〕Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等については、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変動するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続きをしようとするときは本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙とは各々の債務を重んじ誠意をもって協議解決します。

以上

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内 [REDACTED]号
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 一 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ケ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。
 - ③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。
 - ④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。
 - ⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第12条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

- ① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)
[Redacted]
- ② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)
- ③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第1条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より1カ月後には無条件で明け渡すものとする。
- ④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の0.5カ月相当額(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。
- ⑤ 契約期間は北野第2ビル3階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)
- ⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000円(消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000円(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 6年 3月 14日

〒222-0037	
住所	横浜市港北区大倉山1-28-11-702号
貸主(甲)	
氏名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
借主(乙)	
住所	[Redacted]
フリカマ	
氏名	東山 徹
自宅TEL	([Redacted])
勤務先TEL	([Redacted])

媒介業者
公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員
住所 埼玉県狭山市祇園2番13号
商号 狭山不動産株式会社
代表者 代表取締役 伊藤 [Redacted]

媒介業者
公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員
住所 埼玉県狭山市祇園1番1
商号 株式会社ハウスネット
代表者 代表取締役 新井靖
TEL 04-2956-5500

整理番号 84

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td></td> </tr> </table>	0	6	年	1	1	月	1	3	日				1	2		1	6		支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">百万</td> <td style="padding: 0 5px;">千</td> <td style="padding: 0 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	1	2	2	6	8	8
0	6	年	1	1	月	1	3	日																						
			1	2		1	6																							
百万	千	円																												
1	2	2																												
6	8	8																												
使途	<p>10・11・12月分事務所賃借料</p> <p style="text-align: right;">136,320 × 0.90 = 122,688</p> <p>振込手数料1320円を含む 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>																													

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

45,000
 440 [振込手数料]
 45440 × 3か月
 136,320

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
37704	06-10-22	11:14
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥45,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (印) (証)
万円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
 登録番号 0001
 オハナアキヒトセイムカッタウツムソコ様

お依頼人
 電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 400044

印紙税申告納付済
 和信証券
 税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、
 載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

8

4

- 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
37704	06-11-13	14:21	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥45,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証 (硬貨)
万円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0001

オハナアキヒトセイムカット ウツムシヨ様

ご依頼人

電話番号

取扱番号 300032

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
37703	06-12-16	10:51	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥45,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C認証 (硬貨)
万円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

ユウチヨ
セロサツハチ
普通 1959435
トヤマ マサヒロ様
登録番号 0001

ご依頼人

電話番号

取扱番号 300018

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

貸室賃貸借契約書

貸貸人尾花瑛仁 政務部 事務所 と賃借人

との間に、次のとおり貸室賃貸借契約を締結します。

第1条 (目的建物の表示) 貸貸人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

貸室の所在場所

上尾市本町1-1-5
鉄骨 造 陸屋根 葺 3 建 2 階
室 平方メートル(203 号室)

第2条 (賃貸借期間) 賃貸借の期間は令和5年7月6日から令和8年6月30日までの3年間とします。ただし、貸貸人・賃借人は、協議のうえ本契約を更新することができるものとします。

第3条 (賃料) 賃料は1か月金45,000円也とし、賃借人は毎月25日までに前月分を賃貸人の住所に持参もしくは送金して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。また、本件貸室の一部が、火災その他の災害で滅失したとき(ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り)は、賃借人は、契約期間中であっても、賃貸人との協議に基づき、当該滅失等された部分に相当する賃料を減額することができるものとします。

第4条 (敷金) 賃貸人は敷金として金45,000円也を賃借人から申し受けるものとします。敷金は賃料債務その他の本契約に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する債務を担保する目的で預託されるものであり、利息を付さないものとします。賃借人の債務への充当の範囲、方法およびその返還については本契約に定めるところによるものとします。

第5条 (使用目的) 賃借人は、貸室を政務事務所の目的で使用し、他の用途に使用してはなりません。

第6条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借権を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し(同居、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。また、賃借人は、本件貸室の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃貸人の承諾を得なければなりません。ただし、賃借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃貸人がその旨知ったにもかかわらず、賃貸人が相当期間内に必要な修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または小修繕の場合はこの限りではありません。

第7条 (当然終了) 本件貸室が、火災その他の災害で大破または滅失したときには、本契約は当然に終了します。

第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 一、賃借人の使用に供している本件貸室の一部が火災その他の災害で大破または滅失し、これにより本契約の目的を達成することができないとき。
- 二、賃貸人の事前の承諾なく、本件貸室の改造、造作、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
- 三、賃貸人の事前の承諾なく、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件貸室を転貸するとき。
- 四、賃借人が自身あるいは契約締結時に賃貸人に申告した家族以外の者に賃貸人の事前の承諾なく本件貸室を占有させたとき。
- 五、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
- 六、賃借人につき仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき。
- 七、賃借人に対し競売、破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立があったとき、あるいは賃借人が自らこれら手続の申立をしたとき。
- 八、賃借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- 九、賃借人振出の手形小切手が不渡処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 十、賃借人の財産または信用状態が悪化し、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 十一、反社会的勢力との関係において、(イ)賃借人または賃借人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(ロ)反社会的勢力が賃借人の経営に実質的に関与していると認められるとき、(ハ)賃借人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、(ニ)賃借人が反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供与するな

どの関与が認められるとき、(ハ)賃借人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜グループまたは特殊知能暴力集団、その他これに関連または準ずる者をいいます。

2 賃借人が、(イ)賃料の支払いを怠ったとき、(ロ)賃料の支払いを複数回にわたって遅延するとき、(ハ)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(ニ)その他本契約に違反したときにおいて、賃貸人はこれを是正するよう催告をし、相当期間を経過した後にこれが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(イ)および(ニ)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに拠るものとします。

- 第9条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において、危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。
- 第10条 (損害賠償等) 賃借人(その家族を含みます)の責に帰すべき事由により本件貸室を汚損、破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。
- 第11条 (ガスの使用料等) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃貸人の定めた方法で支払うものとします。
- 第12条 (賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃貸人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え1か月分の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができます。
- 第13条 (延滞賃料等への充当等) 敷金には利子をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第10条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は本契約終了前であってもその敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。この場合、賃借人は賃貸人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。
- 第14条 (敷金の返還) 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から貸室の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第10条の損害賠償金額があるとき、または第16条に定める賃借人の義務が履行されないときはこれらを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。
- 第15条 (移転料等の不請求) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。
- 第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、本契約中に賃借人が造作・加工・設置したものがあれば賃貸人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件貸室を原状に復したうえで(ただし、通常の使用および収益によって生じた本件貸室の損耗ならびに本件貸室の経年劣化は原状回復の対象ではないものとします)、賃貸人の立会を求め、本件貸室の引渡しをするものとします。
- 第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃料 年分を上限として、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第18条 (合意管轄) 本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
- 第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書
各自署名捺印のうえ、各1通を所持します。

通を作成し、

令和5年7月6日

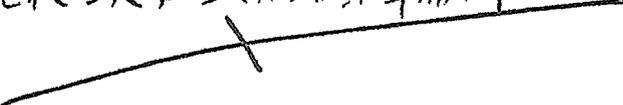
賃貸人 現住所
氏名



賃借人 現住所 上尾市仲町 1-5-7

氏名 尾花 瑛仁 政務活動事務所

連帯保証人 現住所
氏名



整理番号 94

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 10 月 23 日	支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">356</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	356
百万	千	円							
	4	356							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>9月分 雑務に代理代</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;"> $4,400 \times 0.9 = 3,960$ $440 \times 0.9 = 396$ </p>	
-----	--	--

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57248	06-10-23	08:52
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥4,400	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

逢澤 至一郎

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

¥440 (振込手数料)

しないこと。
 が足りない場合は、別紙を使用すること。
 支番)を付すこと。

<p>お取引明細またはお取引内容</p> <p>カメラリソキン</p> <p>ミサト</p> <p>普通 0178856</p> <p>1) ネトセイソク様</p> <p>登録番号 0002</p> <p>アイザワケイイチロウ セイムカットウケイ様</p>	<p>印紙税申告納</p> <p>税務署承認済</p>
--	-----------------------------

*印紙税を請求しない場合は※印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 94 - Z

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

逢澤 圭一郎 事務所 様

請求書

(発行日 6年10月3日)

No.

有限会社 根本 清掃

〒341-0044

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

TEL : 048-955-2466

FAX : 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店

普通口座 0178856

登録番号 : T9030002049553



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(6年 9月 30日締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票No.	商 品 名	数量	単位	単 価	金 額
6 930	291	ゴミ処理代基本料 9月分		1台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様》			<御買上額:	4,000
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額: 4,000)				400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額: 4,000)				400
		【御入金額合計】				0
		総御買上額 (税抜)				4,000
		直引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所様 2024年10月23日

NO. _____

¥

4,400

但し9月分請求分に対し上記の金額正に領収いたしました

内消費税 7400-(10%)

現金

小切手

尿管浄化槽維持管理士
三郷市指定一般廃棄物処理
尿管浄化槽清掃

有限会社 根本 清掃

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

TEL (048) 955-2466

FAX (048) 956-6197

収 入

印 紙

係

● J104953

T9030002049553

整理番号 0 0 4 5

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	令和6年10月23日他	支出額	百万 千 円 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載			1	4	8	5
		1	4	8	5				

使 途	清掃用フロアモップレンタル料(10月、11月、12月) 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 990×3ヶ月×1/2 = 1,485円)
-----	---

領収書等貼付欄

自民党県議団

③

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0 0 4 5 1

領収書貼付欄

ダスキンフランチャイズメンバー加盟店

お客さま名 ██████████
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号:T6070001004715
██████████

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695



発行日 2024年 10月 23日 次回訪問日 2024年 11月 20日 取引 現金 No.100209437000

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

2024年10月17日時点 DDuetコイン残数 ██████████

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率
	900	90	990	990	10%

確認サイン
P# ██████████

担当者名
██████████

ダスキンフランチャイズメンバー加盟店

お客さま名 ██████████
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号:T6070001004715
██████████

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695



発行日 2024年 11月 20日 次回訪問日 2024年 12月 18日 取引 現金 No.100210291300

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

2024年11月14日時点 DDuetコイン残数 ██████████

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率
	900	90	990	990	10%

確認サイン
P# ██████████

担当者名
██████████

ダスキンフランチャイズメンバー加盟店

お客さま名 ██████████
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号:T6070001004715
██████████

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695



発行日 2024年 12月 18日 次回訪問日 2025年 1月 15日 取引 現金 No.100211169700

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

2024年12月12日時点 DDuetコイン残数 ██████████

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領収額 訂正後 領収額	消費税率
	900	90	990	990	10%

確認サイン
P# ██████████

担当者名
██████████

ダスキンフランチャイズメンバー加盟店

整理番号	144
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 10月 25日	支出額	百万 千 円 2 7 0 0 0
-------	-------------	-----	-----------------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃 (11月分) ¥30,000 × 0.9 = ¥27,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	---	----------------------------

領収書等貼付欄	① 令和6年10月25日 ③ 家賃 (11月分)
---------	-----------------------------

⑤ 柿沼 貴志

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56501	06-10-25	10:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬 貨)
円	円	円	円

※領収書は
※領収書を
(別紙に

お振込明細またはご案内

お受取人

カキマタカサセイムカブトウツムソコ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 250001

紙税申告納
*印紙税
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新> ②

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1~2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番1,2号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡ (登記面積 ㎡)			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期 令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板、 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	※振込手数料は借主負担となります			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	146
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 10月 25日	支出額	百万 千 円 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 4 5 9 9
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代 (11月分) ① ¥5,110 × 0.9 = ¥4,599 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	---	----------------------------

領収書等貼付欄	① 令和6年10月25日 ③ 駐車場代 (11月分) ①
⑤ 柿沼 貴志	

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** (AIZUBA)
 お持ち帰りください。

※ 領収書	取引銀行	取引店	口座番号	*****
※ 領収書	0017	[] [] [] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
(別紙)	取扱店	お取引日	時刻	
	56501	06-10-25	10:27	
	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
	振込	¥5,000	¥110	
	お取引後の残高(円)		おつり	

	お取引現金内訳			C 認証
	(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬 円)
	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []

お受取人	お振込明細またはご案内		
お依頼人	カキマタカサセイムカウトウツムソ様		
	電話番号	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	印紙税申告納
	取扱番号	250001	税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)、④発行者、かかるような記載)、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒

(契約第1条 物件] 約]と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約第2条 2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料第3条 2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金第4条 2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止第5条 ではない
2 乙は
3 乙は

宅地建物取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引主 任 者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

一 届
二 届

(乙の第6条

(契約第7条 場合に
2 前項
おいて
3 乙は
4 本物
損害か

※印は実印

整理番号	147
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 10月 25日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>000</td> </tr> </table>	百万	千	円		9	000
百万	千	円							
	9	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (11月分) ② ¥10,000 × 0.9 = ¥9,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄	① 令和6年10月25日 ③ 駐車場代 (11月分) ②
---------	---------------------------------

⑤ 柿沼 貴志

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** (RESONA) お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56501	06-10-25	10:28	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			C 認証
(1万円) (5千円) (1千円) (硬 貨)			
円 千 円 千 円 円			

※ 領収書は、
※ 領収書を貼
(別紙にも)

お受取人		カキヌマタカウセイムカウツウツムヨ様
ご依頼人	電話番号	印紙税申告納
	取扱番号 250001	税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

★契約期間は 147-2
過ぎてしまおう
自動更新になって
います

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

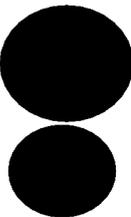
頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志



整理番号			82
------	--	--	----

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>6</td><td>年</td><td>10</td><td>月</td><td>25</td><td>日</td> </tr> </table>		6	年	10	月	25	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td>千</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td>49</td><td>500</td> </tr> </table>	百万	千	円		49	500
	6	年	10	月	25	日										
百万	千	円														
	49	500														

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>政務活動事務所賃借料 (令和6年11月分)</p> <p>(按分した場合の積算方法)</p>	<p>政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p>$55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
----	---	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56701	06-10-25	11:41
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内

お受取人: [Redacted]

ご依頼人: 子ハ タツヤ様

電話番号: [Redacted]

取扱番号: 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

55,000

0 [振込手数料]

55,000

印紙を使用すること。

※領収書等には、①4 □ *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

IIに支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。).

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) XXXXXXXXXX

上記物件を賃貸人(甲) XXXXXXXXXX と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつきの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

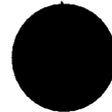
令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遼也



整理番号			6	4
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	6年 11月 25日 <small>12 24</small>	支出額	百万 千 円 2 6 1 3 6 0 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
-------	---	-----	--

使 途	事務所 家賃 $82,500 \times 3ヶ月 \times 0.9 = 222,750$ 駐車場代 $14,300 \times 3ヶ月 \times 0.9 = 38,610$ (11月～1月分)
-----	--

領収書等貼付欄 口座名義 松井弘	埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-------------------------	--

別紙明細

_____ [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

64 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38803	06-10-25	15:44
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) C認証		

お振込明細またはご案内
お受取人
お依頼人

ミツビツユー・イフツ" Iイ
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)ク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカツト"クツ"ムツヨ様

電話番号 []
取扱番号 500004

印紙税申告納付に付き浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38801	06-11-25	11:39
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) C認証		

お振込明細またはご案内
お受取人
お依頼人

ミツビツユー・イフツ" Iイ
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)ク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカツト"クツ"ムツヨ様

電話番号 []
取扱番号 400039

印紙税申告納付に付き浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38805	06-12-24	15:31
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) C認証		

お振込明細またはご案内
お受取人
お依頼人

ミツビツユー・イフツ" Iイ
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)ク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカツト"クツ"ムツヨ様

電話番号 []
取扱番号 500004

印紙税申告納付に付き浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商亭(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭行(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商亭ビル駐車場	指定場所	

頭行(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	■■■■■■■■■■
---------	----------	------	------------

頭行(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間		
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日		

頭行(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)		
敷金	金13,000円		

支払期限： 毎月末日までに翌月分を支払う

支払方法	1. 口座振替	金融機関： ■■■■■■■■■■
	2. 振込み	口座番号： ■■■■■■■■■■ 口座名義人： ■■■■■■■■■■
	3. 持参	TEL： ■■■■■■■■■■ 持参先：

頭行(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商亭
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭付(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭付(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭付(8) 特約事項

1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。 4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL 090-4590-2797
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松本 弘	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月 [REDACTED]
	事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号	
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号	
宅地建物 取引士	氏名 [REDACTED]	登録番号 [REDACTED]
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商亭
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部 [REDACTED]
TEL：03-5638-1677

消費税税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商亭ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	—円	—円
水道代	700円	700円
消費税	—円	—円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年(令和元年)7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号)26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ銅板葺 / (3) 階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月
面 積	29.65㎡(8.97坪)			
附 属 施 設	無			

賃料等

賃 料	月額 82,500円 (内消費税等10% 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等10% 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円

第1条

原契約第2条及び原契約頭書(3)の契約期間「2019年(令和元年)7月20日から2022年(令和4年)7月19日まで」とあるを「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日」までと変更する。

第2条

本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

2022年(令和4年) 6 月 29 日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野 商業 代表取締役 張 弘	TEL	TEL・FAX 03-6204-2907
	住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8-13		
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名	原契約書通りとする	TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社 Grant	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	㊞
	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事 (1) 第103854号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	令和元年8月23日	免許年月日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	㊞
	登録番号		登録番号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社 Grant	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	事務所所在地 TEL	

整理番号

174

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和6年10月25日、11月25日、12月25日						
支出額	<p>月額7700円×3ヵ月=23,100円</p> <p>百万 千 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 23,100円×0.8=18,480円)</p>		1	8	4	8	0
	1	8	4	8	0		
使 途	駐車場賃借料 10 月 ~ 12 月 支払い分						
支 出 先	(株)ABCハウジング						

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



174-2

駐車場使用契約書

〈物件の表示〉	
所在地	埼玉県ふじみ野市丸山 475
名称	丸山第2駐車場 第56号
〈メーカー車名〉	トヨタ / P
〈ナンバー〉	[REDACTED]
〈賃料〉	7,700 円
〈保証金〉	7,560 円

貸主 [REDACTED] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和6年7月1日より令和7年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

174-3

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和6年6月30日

貸主(甲) 住所

氏名

借主(乙) 住所

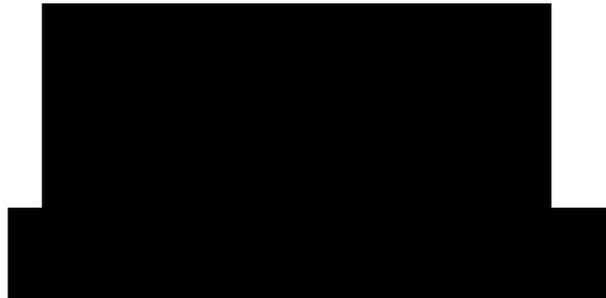
氏名

仲介人 住所

氏名

取引士 登録番号

氏名



渡辺 大



埼玉県ふじみ野市駒西3-8-32-107

株式会社ABCハウジング
代表取締役 葛籠貴 夕子



整理番号 1175

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<p style="text-align: center;"><u>令和6年10月25日、11月26日、12月26日</u></p>				
支出額	<p>月額58,320円×3ヵ月=174,960円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">39968</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 174,960円×0.8=139,968)</p>	百万	千	1	39968
百万	千				
1	39968				
使 途	<p>事務所賃借料 <u>10</u> 月~<u>12</u> 月 支払い分</p>				
支 出 先	<p style="text-align: center;">株式会社 渡辺住研</p>				

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

契約更新のご案内

356-0035

埼玉県ふじみ野市丸山7-1

荻原コーポ 102

渡辺 大 様

175-2

★更新のお手続きは

7月28日

までにお願ひします

物件名	荻原コーポ	部屋番号	102
契約者名	渡辺大	契約満了日	2024/7/31
新契約期間	2024年8月1日 ~ 2026年7月31日		(2年間)

【送付書類】

- 契約更新のご案内(本書)
 更新お手続き方法変更のお知らせ
 その他()

 その他()
 その他()

【新賃料のお知らせ】

旧賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円



8月～新賃料	
家賃	55,000 円
共益費	2,000 円
駐車場賃料	円
安心サービス24	1,320 円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	58,320 円

【契約更新時ご請求内容】

請求項目	請求金額	請求項目	請求金額
更新料	27,500 円	更新事務手数料	0 円
差額敷金	0 円	保証料	0 円
その他	0 円	その他	0 円
合計金額		27,500 円	

【更新費用支払い方法】

※更新費用は現金での受け取りはできません。お振込みをお願いします。

更新費用お振込先

2枚合算してお振込下さい

みずほ銀行 鶴瀬支店 普通 1922914	合計 31,250 円
カ) ワタナベジュウケン	

※引続ご契約される場合は、2024/07/28 までに必ずお手続をお願い致します。

★振込み名義はご契約者様名でお願いします。

★振込手数料はお客様負担となります。

ご不明点等はメールでお問合せ頂きますようお願い致します。

koushincenter@w-juken.com

〒354-0021

埼玉県富士見市鶴馬2608-7 スパークスK6F

株式会社 渡辺住研更新センター

TEL:049-268-5580(1を選択) FAX:049-253-7436

営業時間 AM:10:00~PM4:00(定休日:水曜・日曜)



賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止致します

この度、賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止する事となりました。

初回契約書約款、または覚書に明記しております、自動更新の条項を基に更新契約書の取り交わしはございませんが、更新時に発生する更新料、更新事務手数料、保証料等のお支払いは通常通り発生致します。更新時にかかる費用は別紙「契約更新のご案内」をご参照くださいようお願い致します。また、更新に関して以下の内容をご確認の上、該当のお客様はお手続きをお願い致します。

□ ご契約者様の情報変更について

住所、氏名（苗字変更）、電話番号、車種、ナンバー、勤務先等 の内容に変更がある場合は、渡辺住研HPの「ご契約者様情報変更」にて変更を受け付けております。尚、契約者様（名義）変更は再契約となりますので、更新センターまでご連絡をお願い致します。



こちらのQRコードからアクセスできます↑

□ 火災保険（家財保険）について（お部屋・テナントご契約者様対象）

■ 『全管協少額短期保険(株)』にご加入の方

満了日の2ヶ月程前に、満期更新のお知らせが保険会社より直接発送されます。コンビニエンスストアにて保険料のお支払いをお願い致します。



■ 上記保険会社以外にご加入の方

保険内容のわかるものを携帯で写真を撮って頂き、メールに添付の上お送り下さい。→
（保険証券・保険契約継続のお知らせ等、更新後の期間のもの）



□ 保証会社について

ご契約内容によって保証会社より直接更新保証料の請求がございますので、お手続きをお願い致します。
※更新保証料については賃貸借契約書のご確認をお願い致します。

□ ご解約について

契約期間満了後のご解約は、1日過ぎた場合でも必ず更新手続きが必要となります。
解約をご希望の方は、こちらの解約受付フォームよりお手続きをお願い致します。→



※ご解約手続き期限は物件により異なります。契約時の重要事項説明書を必ずご確認ください。

W0

175-4

住宅賃貸借契約書

物件の表示	所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1			
	物件名称	荻原コーポ	3DK	102号室	
	構造	木造	2階建	専有面積	48 m ²
契約期間	2022年8月1日		～	2024年7月31日	
家賃	55,000 円	共益費	2,000 円	町会費	円
敷金	円		礼金	円	
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料 ※	仲介手数料 ※		円
保証料	円	シニアあんしん住宅 ※	円	安心サービス24 ※	1,200 円

※ 別途消費税がかかります。

甲 (賃貸人)	[Redacted]					
甲 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研					
乙 (賃借人)	契約時 住所	[Redacted]				
	ふりがな	[Redacted]	生年月日	1974年	6月25日	
	氏名	渡辺 大		TEL	携帯	
	メールアドレス	090-4241-4311 iad.ebanataw@gmail.com				
勤務先概要	別紙賃貸保証委託契約書又は入居申込書記載内容による					
入居者情報						
緊急連絡先 (身元引受人)						
丙 連帯保証人	住所	[Redacted]			続柄	[Redacted]
	ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]	[Redacted]	
	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]	[Redacted]	
	勤務先 TEL	[Redacted]	住所	[Redacted]		
丙 (保証会社)	会社名	[Redacted]				
仲介人	株式会社 渡辺住研 富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階 TEL 049-253-3636 免許№ 埼玉県知事免許 (13) 第5935号	[Redacted]			営業担当	[Redacted]
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK	TEL 049-255-1010	[Redacted]		宅建建物 取引士	[Redacted]
(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。					締結日	2022年7月26日
1 乙が契約開始日から1年未満で本契約を解約する場合、乙はフリーレント期間分の賃料相当額を違約金として甲へ支払うものとする。この違約金は、別項目で短期解約違約金の定めがある場合には、それとは別に支払うものとする。						

※太枠にご記入下さい

貸借人(甲)と貸借人(乙)は、左記欄の貸室(以下「本貸室」といいます。)の貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読し承の上これに署名捺印をし、各々通を保有します。

11条(使用目的)

乙は本貸室の居住者を別紙賃貸保証委託契約書記載者及び入居申込書記載者のみに限定し居住のみを目的として使用しなければなりません。

12条(契約期間)

本契約の契約期間は左記欄記載の通りとし、甲および乙は協議の上、本契約を更新することができます。

13条(賃料、共益費等)

1. 賃料および共益費(以下「賃料等」とします)は、左記欄記載の通りとします。支払義務は左記欄の契約期間の開始日から発生します。
2. 乙の賃料等の支払いは甲の指定する集金代行会社である丙の指定する口座振替によって行います。但し、銀行自動引落開始前、または乙が法人の場合には、甲が指定する口座へ振り込むものとします。
3. 乙の賃料等の支払は前家賃払制と定め、当月分の家賃支払は前月の26日を期日とし同期日までに甲が指定する銀行口座に入金するものとします。但し、乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。

賃料等の振込口座 みずほ銀行 鶴瀬支店 普通口座 1147635 カ)ワタナベジュウケン

4. 乙が甲に対し賃料等の預金口座振替または銀行振込をする場合には、その手数料については乙の負担とします。
5. 乙が甲に対し賃料等の銀行振込をする場合には、銀行収納印押印済振込票等をもって領収したものとし、甲は領収書を発行しないものとします。
6. 1ヶ月に満たない月の賃料等はその月の日数によって日割計算とします。
7. 第2項の賃料等の入金日は、入金があった日として甲の通帳に記載された日とします。

14条(賃料等の改定)

甲は、契約期間中であっても、本契約の賃料等が、本貸室にかかる公租公課、住宅の敷地に係る地代、住宅に係る維持管理費、諸物価の変動、近隣との比較等から、甲が本契約の賃料等が不相当となったものと判断したときは賃料等を改定することができるものとします。

15条(諸経費の負担)

本貸室内で乙が使用した電気・ガス・水道・電話等の諸料金、町会費、その他乙の生活から生じる一切の費用は乙の負担とし、本貸室明渡し時にはそれらの全てを精算してから退去しなければなりません。

16条(遅延損害金)

乙が賃料等の支払、その他本契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、年14.6%(1万円当たり1日4円)の割合で日割計算した遅延損害金を支払わなければなりません。

17条(連帯保証人)

1. 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める連帯保証人を付することを契約成立の条件とします。
2. 連帯保証人(以下「丙」とします)は契約時賃料の12ヶ月分相当を限度として、本契約から生じる乙の一切の債務について乙と連帯して履行する義務を負います。
3. 丙は、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務について、乙と連帯して履行する義務を負います。
4. 丙は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡し甲に対する債務を完済するまで、乙と連帯してその履行義務を負います。
5. 本契約に基づく乙の債務が条件変更により加重された場合、丙の負担も当然に加重されるものとします。
6. 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
7. 丙が死亡その他の理由で欠けた場合、および丙について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな連帯保証人を直ちに付さなければなりません。
8. 乙が前項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。
9. 丙が、甲に対し、身分証明書を提示して、賃料その他の本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べません。

18条(連帯保証人への契約解除権等の委任)

1. 乙が次の各号のいずれかに該当した場合に限り、乙は本契約の解除権および本貸室内の乙の所有あるいは保管にかかる物品等の処分権を丙に授けずるものとし、本契約をもって予め各処理手続きの一切を丙に委任するものとします。なおこの場合において丙は本貸室内の設置物等の搬出および明渡し精算手続きを乙の代理人として履行するものとし、乙は丙が行った行為に対して一切の異議を申し立てないものとします。
- (1) 乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上滞り、または度々遅延し、丙が乙に代わって2ヶ月分以上の賃料等の支払義務を負ったとき。
- (2) 乙が甲への届け出をせずに所在不明のまま30日以上経過したとき。
- (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
2. 乙は本契約が存続する限り、前項の委任を解約することはできません。

19条(緊急連絡先兼身元引受人)

1. **乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める緊急連絡先兼身元引受人を付することを契約成立の条件とします。**
2. **緊急連絡先兼身元引受人は本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。**

3. 緊急連絡先兼身元引受人は、合意更新・法定更新に係らず本契約が存続する限り、本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。

4. 緊急連絡先兼身元引受人は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡しを完了するまで、前項の義務を負います。
5. 緊急連絡先兼身元引受人の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
6. 緊急連絡先兼身元引受人が死亡その他の理由で欠けた場合、または緊急連絡先兼身元引受人について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな緊急連絡先兼身元引受人を直ちに付さなければなりません。
7. 丙と緊急連絡先兼身元引受人は同一人であっても何ら問題ないものとします。但し、丙が保証会社である場合を除きます。
8. 乙が6項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。

10条(譲渡・転貸・民泊運営(利用)の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室の全部または一部につき、賃借権を譲渡すること、担保に提供すること、転貸すること、民泊運営(利用)すること、または本貸室内に第三者(乙及び別紙保証委託契約書記載者以外の者をいう。)を同居させることはできません。

11条(増改築・改造等の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室及び本貸室の属する建物全体(以下「本件建物」とします)の増築、改築、移転、改造、模様替え、敷地内への工作物の設置を行ってはなりません。また甲の書面による承諾を得た場合でも明渡しの際には自費をもって原状に復するものとします。

12条(善管注意義務)

乙は本貸室及び本件建物に関し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

13条(禁止・制限・遵守事項)

1. 乙は、本貸室の全部または一部について、賃借権の譲渡・転貸または使用貸借等をなして第三者に使用させてはなりません。
2. 乙は、本貸室の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造または保管。
 - (2) 暴力団組織への加入、暴力団関係者を出入りさせること、宗教団体への強制勧誘活動、違法な販売活動。
 - (3) 排水管に、排水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物質を流すこと。
 - (4) 大音量・高音を発するテレビ・ラジオ・ステレオの操作又は視聴、楽器の演奏・麻雀の遊戯等。
 - (5) 猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育または一時的な持ち込み。
 - (6) 騒音、悪臭の発生その他環境、公衆衛生を害する行為。
 - (7) 壁、錠の改築または追加等により、本貸室の管理業務に支障を及ぼす行為。
 - (8) 本貸室を売春または賭博等の場所に提供する行為。
 - (9) 本貸室を麻薬、覚醒剤等違法薬物の製造・使用等の法令に違反する行為。
 - (10) 前各号の他公序良俗に反する行為、本貸室及び本件建物に損害を与える行為並びに法律に反する行為。

整理番号

176

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>								
<p>支出年月日</p>	<p>令和6年10月25日、11月26日、12月26日</p>								
<p>支出額</p>	<p>月額7,500円×3ヵ月=22,500円</p> <p>百万 千</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 22,500×0.8=18,000)</p>			1	8	0	0	0	0
		1	8	0	0	0	0		
<p>使 途</p>	<p>事務所駐車場 賃借料 10月～12月 支払い分</p>								
<p>支 出 先</p>	<p>株式会社 渡辺住研</p>								

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



契約更新のご案内

356-0035

埼玉県ふじみ野市丸山7-1

荻原コーポ 102

渡辺 大 様

176-2

★更新のお手続きは

7月28日

までにお願ひします

物件名	P荻原コーポ	部屋番号	3
契約者名	渡辺大	契約満了日	2024/7/31
新契約期間	2024年8月1日 ~ 2026年7月31日		(2年間)

【送付書類】

- 契約更新のご案内(本書)
 更新お手続き方法変更のお知らせ
 その他()

 その他()
 その他()

【新賃料のお知らせ】

旧賃料	
家賃	円
共益費	円
駐車場賃料	7,500 円
安心サービス24	円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	7,500 円



8月～新賃料	
家賃	円
共益費	円
駐車場賃料	7,500 円
安心サービス24	円
外国人コール24	円
町会費	円
電気料	円
水道料	円
浄水器	円
カーライフサービス料	円
合計	7,500 円

【契約更新時ご請求内容】

請求項目	請求金額	請求項目	請求金額
更新料	3,750 円	更新事務手数料	0 円
差額敷金	0 円	保証料	0 円
その他	0 円	その他	0 円
合計金額		3,750 円	

【更新費用支払い方法】

※更新費用は現金での受け取りはできません。お振込みをお願いします。

更新費用お振込先

みずほ銀行 鶴瀬支店 普通 1922914	
カ) ワタナベジュウケン	

※引続ご契約される場合は、2024/07/28 までに必ずお手続をお願い致します。

★振込み名義はご契約者様名でお願いします。

★振込手数料はお客様負担となります。

ご不明点等はメールでお問合せ頂きますようお願い致します。

koushincenter@w-juken.com

〒354-0021

埼玉県富士見市鶴馬2608-7 スパークスK6F

株式会社 渡辺住研更新センター

TEL:049-268-5580(1を選択) FAX:049-253-7436

営業時間 AM:10:00~PM4:00(定休日:水曜・日曜)



176-3

賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止致します

この度、賃貸借更新契約書の取り交わしを廃止する事となりました。

初回契約書約款、または覚書に明記しております、自動更新の条項を基に更新契約書の取り交わしはございませんが、更新時に発生する更新料、更新事務手数料、保証料等のお支払いは通常通り発生致します。更新時にかかる費用は別紙「契約更新のご案内」をご参照ください。また、更新に関して以下の内容をご確認の上、該当のお客様はお手続きをお願い致します。

ご契約者様の情報変更について

住所、氏名（苗字変更）、電話番号、車種、ナンバー、勤務先等 の内容に変更がある場合は、渡辺住研HPの「ご契約者様情報変更」にて変更を受け付けております。尚、契約者様（名義）変更は再契約となりますので、更新センターまでご連絡をお願い致します。

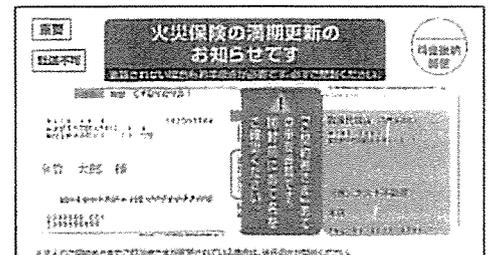


こちらのQRコードからアクセスできます↑

火災保険（家財保険）について（お部屋・テナントご契約者様対象）

■『全管協少額短期保険(株)』にご加入の方

満了日の2ヶ月前に、満期更新のお知らせが保険会社より直接発送されます。コンビニエンスストアにて保険料のお支払いをお願い致します。



■ 上記保険会社以外にご加入の方

保険内容のわかるものを携帯で写真を撮って頂き、メールに添付の上お送り下さい。→
(保険証券・保険契約継続のお知らせ等、更新後の期間のもの)



保証会社について

ご契約内容によって保証会社より直接更新保証料の請求がございますので、お手続きをお願い致します。
※更新保証料については賃貸借契約書のご確認をお願い致します。

ご解約について

契約期間満了後のご解約は、1日過ぎた場合でも必ず更新手続きが必要となります。解約をご希望の方は、こちらの解約受付フォームよりお手続きをお願い致します。→



※ご解約手続き期限は物件により異なります。契約時の重要事項説明書を必ずご確認ください。

176-4

駐車場賃貸借契約書

所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1		
駐車位置	P荻原コーポ	3番	
契約期間	2022年8月1日	～	2024年7月31日
賃料	7,500円	消費税	0円
カーライフサービス料	円	消費税	円
敷金	円	礼金	円
更新料	新賃料の0.5ヶ月相当額	更新手数料	
振込口座			

車種		色	
登録No.			
車種		色	
登録No.			

甲 (賃貸人)			
丙 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	住所	〒	
	フリガナ	生年月日 1974年 6月 25日	
	氏名	渡辺 大 TEL 090-4241-4311 携帯	
	メールアドレス	lad.ebanataw@gmail.com	
	勤務先	住所	
	TEL		
保証会社	会社名		
仲介人	株式会社 渡辺住研 富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階 TEL 049-255-1010 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号	営業担当	
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK	TEL 049-255-1010	宅地建物 取引士
(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。			締結日 2022年 7月 26日

太枠をご記入下さい。

駐車場使用約款

- 第1条 乙は期日迄に賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。
- 第2条 賃料は月額単位とし、日割り計算にては行わないものとする。但し、入退時はこの限りではない。
駐車料金は、毎月26日迄に翌月分を下記の要項で丙の指定する方法により支払うものとする。
- 乙の銀行口座より自動振替(SMBCファイナンスサービス 株式会社)
 通帳と印鑑を持参の上、自動振替の手続きをする。
振替日は毎月26日とする。尚、乙の預金残高が不足のため自動振替ができない場合は、即日乙が契約書記載の指定銀行口座に振り込むものとする。
但し、あんしん保証(株)利用の方は上記の限りではありません。
 - 銀行振込(乙が法人契約等、特殊事情により自動振替が困難な場合に限り、指定銀行口座に振り込む。)
 (賃料等の振込み手数料は乙の負担とし、銀行収納印押印済振込票をもって領収したものとし、丙は領収書を発行しないものとする)
 乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。
- 第3条 乙は本駐車場に本契約車輛以外の駐車することは出来ない。
- 第4条 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積荷等の盗難、火災、事故等については、甲・丙及び管理者は一切その責任を負わないものとする。又違法・無断駐車については乙にて処理するものとする。
- 第5条 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。この場合、丙から乙に通知することによって変更の効力を生ずるものとする。丙より乙へ更新契約書送付にも拘わらず未更新の場合新賃料の通知をしたものとし、新賃料で引落しすることを乙は承諾するものとする。
- 第6条 乙がその月の内(駐車料金を支払った期間)駐車しない日がありたる場合も納入した駐車料金は甲は返却しない。
- 第7条 本契約に伴う乙の権利はほかに譲渡することはできない。
- 第8条 乙またはその関係者(同乗者を含む以下単に乙という)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくはほかに駐車中の自動車に損害を与えたとき、乙は直ちにその損害を丙若しくはその所有者に賠償しなければならない。
- 第9条 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。
- 引火性物品その他の危険物等を持ち込まないこと。
 - 火気の取扱等をしないこと。
 - 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等、駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
 - 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
 - 甲・丙及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
 - 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに所轄警察署、丙又は管理者に届け出ること。
 - その他丙又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- 第10条 乙が1ヶ月以上駐車料金を滞納した場合は、丙は本契約を解除するものとする。
- 第11条 乙が本契約に違反したときは、丙は本契約を解除するものとする。
 この場合既に納入した駐車料金は返却しない。
- 第12条 本契約を解約しようとするときは、乙は解約日の1ヶ月前に丙に予告するものとする。但し、乙が1ヶ月前までに予告しなかった場合は解約予告日より起算して駐車料金の1ヶ月分相当額を損害金として丙に支払うものとする。又、甲・丙より駐車場の明渡し申し出を受けた場合、乙は理由の如何を問わず、甲の申し出により、1ヶ月以内に契約を解約し、甲に明け渡さなければならないものとする。
 この場合甲、乙共に異議申立てしない。
 なお解約にあたり返還金がある場合、銀行振込手数料は乙の負担とする。
- 第13条 特約事項
- 車庫証明を必要とするとき、立会人に対し車庫証明発行手数料として、3,500円(税別)を支払うものとする。(但し、初期契約の場合は、賃料3ヶ月前納を条件とし、賃主に対する証明料を要する場合は、別途支払うものとする。)
 - 本契約の契約期間は、本契約書表示の契約期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がなされない場合には、更に自動的に同一期間・同一条件で更新され以後も同様とする。
 - 前項の自動更新がなされた場合には、乙は契約更新時まで、甲が指定する更新契約書を甲に対し提出する。
 - 本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は、甲に対し、更新料及び更新事務手数料を、管理会社㈱渡辺住研に対して支払うものとする。但し別途特約がある場合は、この限りではないものとする。
 - 前項の更新料及び、更新事務手数料は、契約が更新される度に生じる。
 - 賃料等及び更新料、違約金その他の債務を乙が滞滞した場合において、乙が債務の一部を弁済した時は、先ず、更新料、違約金その他一時金に充当し、それに満ちる時は賃料等に充当するものとします。
 - 敷金は無利息とし、乙が丙に本駐車場を明け渡したのち30日以内に返還するものとする。但し、未払いの賃料のある場合は、敷金を賃料として充当するものとする。
 - 駐車場位置移動、契約者(家族間)変更等の手続きは受付しない。解約を行った上で新たに契約を結び、契約時の契約金は新契約者が支払うものとする。
 - 雪掻きは、契約者乙の責任において行うものとする。
 - 車の改造等、近隣に迷惑となる騒音のクレームがある場合は、本契約を解除するものとする。
 - 上記各項の他、表記の特約事項に定める事項を順守するものとする。
 - 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における左記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

受付時間 9:45～17:45定休日水曜日(GW・夏期・年末年始休暇中のご解約連絡は翌営業日に受け付けいたしますので予めご了承ください。)

カスタマーセンター:048-680-6635 (24時間受付)